

☆子育て世帯訪問支援事業の受託に係る質問と回答.xlsx

No.	日付	質 問	回 答	備 考
1	R08.01.08	外出を伴う支援等で2時間を超過した場合の委託料の取扱い	原則2時間以内の支援としてください。ただし、超過した理由がやむを得ないと市が判断する場合は委託料の対象となります。	
2	R08.01.08	車両の燃料費等を利用者に請求する場合、事業者と利用者との間で契約等を取り交わす必要があるか	事業者と利用者間での契約要否については、各事業所の判断とします。ただし、実費に関する説明は必ず事前に利用者には説明し理解を得てください。 また、市も実費徴収の実態を把握する必要がありますので、実費徴収に関する取り決め等を市に提出してください。	
3	R08.01.15	支援内容は全ての項目を行わなければならないか	事業者概要(別紙3)の提供できる支援の項目全て行うことが必須ではありませんが、全ての項目が実施できない場合は応募できません。	一部修正し、No.8に記載
4	R08.01.16	実施要綱の登録台帳(様式第1)は受託事業者が作成するのか	仕様書添付の犬山市子育て世帯訪問支援事業に係る訪問支援員登録申請書(別紙4)を市に提出していただき、市が審査し登録台帳を作成します。	
5	R08.03.23	子育て世帯訪問支援事業はこども性暴力防止法の制度対象でしょうか	制度対象ではありません。	国QAより
6	R08.03.25	訪問支援に係る委託単価については当該年度の国県の補助基準額を参考に決定されているとの理解で良いか	委託単価については国県の補助基準額を参考に市が決定していますが、当該年度の基準額が示されるのは例年7月頃となるため、基準額の増減に関わらず翌年度の委託単価への反映としています。	
7	R08.06.22	病院受診の支援において、多胎児等の理由により受診時や待合時の支援についても要望があるが、病院往復の同道と受診時等の支援を行った場合、要綱に規定する1回あたり2時間の原則を超過するが問題は無いか、またその際の支援時間は自宅を出発して帰宅するまでの経過時間を支援時間としてよい	病院受診等の支援で、事情により受診時や待合時においても支援を必要とするなど2時間を超える可能性がある場合は、事前に市に相談してください。 また、事前相談のうえ、支援を実施した場合は、支援実施後に提出いただく「子育て世帯訪問支援事業個別記録票(別紙3)」の「その他特記」の欄に受診時や待合時等にも支援が必要で2時間の原則を超過した理由を記載して提出してください。 なお、支援時間については、連続して支援を行った場合はお見込みのとおり、自宅を出発してから帰宅するまでの経過時間としてください。	
8	R08.06.22	応募するにあたり、事業所概要(別紙3)に記載のある「家事支援」「育児支援」の全ての項目にチェックが入っている必要はあるか?	事業所概要(別紙3)に記載のある「家事支援」又は「育児支援」のうち「その他」以外の項目にチェックがついていれば、受託者として応募することができますが、審査の結果、受託できない場合があります。(「家事支援」と「育児支援」のどちらか一方でも可)	No.3の修正後
9				
10				